

議案第 47 号

臨時代理の承認について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 10 月 27 日

提出者 調布市教育委員会
教育長 大和田 正 治

提案理由

調布市教育委員会事務局事案決裁規程の一部を改正する訓令を教育長が臨時代理により処理したので、調布市教育委員会の権限委任等に関する規則第 4 条第 2 項の規定により、提案するものです。

臨時代理の承認について

別紙のとおり臨時代理により処理したので報告し，承認を求める。

臨 時 代 理 に つ い て

調布市教育委員会の権限委任等に関する規則第4条第1項の規定により、調布市教育委員会事務局事案決裁規程の一部を改正する訓令を次のとおり臨時代理により処理する。

令和5年10月10日

調布市教育委員会

教育長 大和田 正 治

調布市教育委員会訓令第5号

課・室・所・館
市立学校

調布市教育委員会事務局事案決裁規程（昭和44年調布市教育委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

令和5年10月10日

調布市教育委員会

教育長 大和田 正 治

第5条第2項中「次条」を「次条第1項」に改める。

第6条に次の1項を加える。

2 前項に定めるもののほか、事案の決裁については、調布市事案決裁規程の例による。

別表第1第1項第13号中「軽易」を「定例軽易」に改め、同項第16号

中

「

(16) 各種団 体を指導す ること。			○				
---------------------------	--	--	---	--	--	--	--

」

を

「

(16) 各種団 体を指導す ること。		○					
---------------------------	--	---	--	--	--	--	--

」

に改め、同項第17号中

「

特に重 要なも の（補 助要望 等を含 む。）	
--	--

」

を

「

特に重 要なも の（補 助要望 を含 む。）	教育総 務課長 （特に 重要な ものに 限る。）
---------------------------------------	---

」

に改める。

別表第2第2号中「行為」を「行為及び支出負担行為兼支出命令並びに次のアに掲げる支出負担行為兼契約締結」に改め、同表第3号を次のように改める。

(3) 次のア及びイ に掲げる契約及び支 出負担行為兼契約締 結（前号アに掲げる ものを除く。）を決 定すること。						
ア 単価契約によ って契約済みの物 品の購入その他の 契約		○				
イ 調布市契約事 務規則（昭和39年	500万円未満 （ただし、物	500万円以上 2,000万円未満	2,000万円以上 5,000万円未満			

調布市規則第33号)第42条の2第1項第2号又は第3号の規定により主管課で契約を行うことが認められたもの(別に定めがあるものを除く。)	品の購入については、100万円未満)	(ただし、物品の購入については、100万円以上500万円未満)	(ただし、物品の購入については、500万円以上1,000万円未満)			
---	--------------------	---------------------------------	-----------------------------------	--	--	--

別表第3第4項第8号中「成人式」を「二十歳のつどい」に改める。

附 則

この訓令は、令和5年10月16日から施行する。

調布市教育委員会事務局事案決裁規程の一部を改正する規程新旧対照表

改正後	改正前
<p>○調布市教育委員会事務局事案決裁規程 昭和44年 7月25日教育委員会規程第2号</p>	<p>○調布市教育委員会事務局事案決裁規程 昭和44年 7月25日教育委員会規程第2号</p>
<p>第1条及び第2条 略</p>	<p>第1条及び第2条 略</p>
<p>(事案決裁の原則)</p>	<p>(事案決裁の原則)</p>
<p>第3条 事案の決裁は、当該決裁の結果の重大性に応じ、決裁権者が行うものとする。</p>	<p>第3条 事案の決裁は、当該決裁の結果の重大性に応じ、決裁権者が行うものとする。</p>
<p>第4条 略</p>	<p>第4条 略</p>
<p>(決裁の順序)</p>	<p>(決裁の順序)</p>
<p>第5条 決裁は、原則として、順次、その決裁を受けるべき事案に係る事務を主管する直属の上司の意思決定を経るものとする。</p>	<p>第5条 決裁は、原則として、順次、その決裁を受けるべき事案に係る事務を主管する直属の上司の意思決定を経るものとする。</p>
<p>2 前項の場合において、次条第1項に規定する事案で指定されているもの</p>	<p>2 前項の場合において、次条に規定する事案で指定されているもの</p>
<p>にあつてはその指定先に合議しなければならない。ただし、その指定先の定めのない事案であっても、調布市事案決裁規程（昭和54年調布市訓令第3号）により合議又は通知を要することとされているものにあつては、同規程の例により合議又は通知するものとする。</p>	<p>にあつてはその指定先に合議しなければならない。ただし、その指定先の定めのない事案であっても、調布市事案決裁規程（昭和54年調布市訓令第3号）により合議又は通知を要することとされているものにあつては、同規程の例により合議又は通知するものとする。</p>
<p>(決裁事案)</p>	<p>(決裁事案)</p>
<p>第6条 第3条の規定により、決裁権者が決裁すべき事案（以下「決裁事案」という。）は、おおむね各課に共通する事案については別表第1、市長の権限に属する補助執行に係る事案については別表第2、課の個別事案については別表第3に定めるところによる。</p>	<p>第6条 第3条の規定により、決裁権者が決裁すべき事案（以下「決裁事案」という。）は、おおむね各課に共通する事案については別表第1、市長の権限に属する補助執行に係る事案については別表第2、課の個別事案については別表第3に定めるところによる。</p>
<p>2 前項に定めるもののほか、事案の決裁については、調布市事案決裁規程</p>	
<p>の例による。</p>	
<p>第7条から第16条まで 略</p>	<p>第7条から第16条まで 略</p>
<p>別表第1（第6条関係）</p>	<p>別表第1（第6条関係）</p>

改正後								改正前							
共通決裁事案								共通決裁事案							
1 庶務に関する事項								1 庶務に関する事項							
項目	決裁権者					指定合議先	通知先	項目	決裁権者					指定合議先	通知先
	課長補佐	課長	次長	部長	教育長				課長補佐	課長	次長	部長	教育長		
(1)から(12)まで 略								(1)から(12)まで 略							
(13) 教育長の祝辞, 弔辞及びあいさつ文を決定すること。		定例 軽易 なもの		重要なもの	特に重要なもの	教育総務課長		(13) 教育長の祝辞, 弔辞及びあいさつ文を決定すること。		軽易 なもの		重要なもの	特に重要なもの	教育総務課長	
(14)及び(15) 略								(14)及び(15) 略							
(16) 各種団体を指導すること。		○						(16) 各種団体を指導すること。			○				
(17) 請願, 陳情又は要望を行うこと。		定例 軽易 なもの		重要なもの	特に重要なもの(補限る。)	教育総務課長(特に重要なものに)		(17) 請願, 陳情又は要望を行うこと。		定例 軽易 なもの		重要なもの	特に重要なもの(補助要望等を含む。)		
(18)から(40)まで 略								(18)から(40)まで 略							
2 人事に関する事項 略								2 人事に関する事項							
3 財務に関する事項 略								3 財務に関する事項							
別表第2 (第6条関係) 補助執行に係る決裁事案								別表第2 (第6条関係) 補助執行に係る決裁事案							

改正後							改正前						
項目	決裁権者				指定合議先	通知先	項目	決裁権者				指定合議先	通知先
	課長	次長	部長	教育長				課長	次長	部長	教育長		
(1) 収入の調定を決定すること。	1,000万円未満	1,000万円以上					(1) 収入の調定を決定すること。	1,000万円未満	1,000万円以上				
(2) 次のアからオまでに掲げる支出負担行為及び支出負担行為兼支出命令並びに次のアに掲げる支出負担行為兼契約締結を決定すること。							(2) 次のアからオまでに掲げる支出負担行為を決定すること。						
ア 食糧費に係るもの。	2万円未満	2万円以上5万円未満	5万円以上10万円未満	10万円以上			ア 食糧費に係るもの。	2万円未満	2万円以上5万円未満	5万円以上10万円未満	10万円以上		
イ 光熱水費及び通信運搬費に係るもの	○(調布市会計事務規則(昭和39年調布市規則						イ 光熱水費及び通信運搬費に係るもの	○(調布市会計事務規則(昭和39年調布市規則					

改正後								改正前								
		第26号) 第38条第3項第1号又は第2号の規定の適用があるものにあつては、会計課長)								第26号) 第38条第3項第1号又は第2号の規定の適用があるものにあつては、会計課長)						
ウ	建物総合損害共済, 自動車損害共済及び賠償責任保険に係るもの	○						ウ	建物総合損害共済, 自動車損害共済及び賠償責任保険に係るもの	○						
エ	負担金, 補助金及び交付金に係るもの	200万円未満	200万円以上					エ	負担金, 補助金及び交付金に係るもの	200万円未満	200万円以上					
オ	アからエまで	500万	500万	2,000				オ	アからエまで	500万	500万	2,000				

改正後							改正前						
に掲げるもの、定例日に支給する給料(会計年度任用職員に支給する報酬を含む。)、職員手当、共済費及び旅費、交際費、賠償金、償還金並びに利子以外に係るもの	円未満(調布市会計事務規則第38条第3項の規定の適用があるものにあつては、会計課長)	円以上2,000万円未満	万円以上5,000万円未満				に掲げるもの、定例日に支給する給料(会計年度任用職員に支給する報酬を含む。)、職員手当、共済費及び旅費、交際費、賠償金、償還金並びに利子以外に係るもの	円未満(調布市会計事務規則第38条第3項の規定の適用があるものにあつては、会計課長)	円以上2,000万円未満	万円以上5,000万円未満			
<u>(3) 次のア及びイに掲げる契約及び支出負担行為兼契約締結(前号アに掲げるものを除く。)を決定すること。</u>							<u>(3) 次のアからウまでに掲げる契約を決定すること。</u>						
<u>ア 単価契約によ</u>							<u>ア 単価契約によ</u>						
<u>○</u>							<u>○</u>						

改正後							改正前							
	<u>って契約済みの 物品の購入その 他の契約</u>													
	<u>イ 調布市契約事 務規則（昭和39 年調布市規則第 33号）第42条の2 第1項第2号又 は第3号の規定 により主管課で 契約を行うこと が認められたも の（別に定めがあ るものを除く。）</u>	<u>500万 円未 満（た だし、 2,000 万円 の購 入に つ ては、 100万 円以 上500 万円 未 満）</u>	<u>500万 円以 上 2,000 万円 未 満（た だし、 物品 の購 入に つ ては、 500万 円以 上 1,000 万円 未 満）</u>	<u>2,000 万円 以上 5,000 万円 未 満（た だし、 物品 の購 入に つ ては、 500万 円以 上 1,000 万円 未 満）</u>										
	<u>ウ 1件の予定価 額が30万円以上 の契約で、調布市 契約事務規則（昭 和39年調布市規 則第33号）第42 条の2第1項第 3号の規定によ り主管課で契約 を行うことが認 められたもの（別 に定めがあるも のを除く。）</u>	<u>30万 円以 上500 万円 未 満（た だし、 物品 の購 入に つ ては、 30万 円以 上100 万円 未 満）</u>	<u>500万 円以 上 2,000 万円 未 満（た だし、 物品 の購 入に つ ては、 100万 円以 上500 万円 未 満）</u>	<u>2,000 万円 以上 5,000 万円 未 満（た だし、 物品 の購 入に つ ては、 500万 円以 上 1,000 万円 未 満）</u>										

改正後							改正前												
(4)から(11)まで 略							(4)から(11)まで 略												
別表第3 (第6条関係) 個別決裁事案							別表第3 (第6条関係) 個別決裁事案												
1から3まで 略							1から3まで 略												
4 社会教育課に関する事項							4 社会教育課に関する事項												
項目	決裁権者				指定合議先	通知先	項目	決裁権者				指定合議先	通知先						
	課長	次長	部長	教育長				課長	次長	部長	教育長								
(1)から(7)まで 略							(1)から(7)まで 略												
(8) <u>二十歳のつどい</u> を実施すること。										○			(8) <u>成人式</u> を実施すること。						
(9)から(13)まで							(9)から(13)まで 略												

附 則 (令和5年10月10日教委訓令第5号)

この訓令は、令和5年10月16日から施行する。